

ビジネス教育出版社のFP 継続教育ウェブセミナーシリーズ

～ミドル層へのアドバイス～

『年金知識の活かし方』

2023 年度改正対応版

「ウェブセミナー」とは

- ・四つの機能（動画コンテンツ・音声コンテンツ・テキストレジュメ・確認テスト）を活用し、業務知識を学べる新しいeラーニングシステムです
- ・さまざまなデバイス（PC・スマホ・タブレット）で利用でき、場所を選ばず、好きな時間でセミナー受講と同等、それ以上の効果が期待できます

「～ミドル層へのアドバイス～ 年金知識の活かし方」の内容

公的年金を正確に理解したうえ、ミドル層に対しての年金対策の考え方やさまざまな手法を解説します。

ねんきん定期便からのお客様の現状把握といった定期便の仕組みと活用方法から、ケーススタディをもとに応用的活用方法まで紹介しています。また、iDeCo、NISA、つみたてNISAの活用も解説、お客様に提案すべき商品の選択方法と職業別の年金対策についても学習できます。

●教材構成・カリキュラム

テーマ	内容	収録時間数
1.老齢年金の金額	①公的年金の基本 ②老齢年金の金額	26分14秒
2.モデル年金額とマクロ経済スライド制度	①老齢年金の金額 ②今後の年金	16分28秒
3.ねんきん定期便の仕組みと活用方法	①年金定期便 ②活用方法	24分17秒
4.定期便の応用的活用方法①	①定期便の活用 ②老齢年金の繰り上げ、繰り下げ	21分30秒
5.定期便の応用的活用方法②	①老後生活の考え方 ②遺族年金 ③定期便の活用	15分34秒
6.公的年金の増額	①年金対策の考え方 ②年金の増額 ③在職老齢年金制度	19分47秒
7.遺族年金と生命保険の見直し	①年金対策の考え方 ②必要保証額の考え方 ③遺族年金の基本 ④遺族基礎年金 ⑤遺族厚生年金 ⑥遺族年金シミュレーション ⑦必要保証額計算	31分28秒
8.自助努力の考え方	①年金対策の考え方 ②自助努力 ③年金制度の不足	15分53秒
9.職業別対策手法	①年金対策の考え方 ②自営業者の対策 ③会社員・公務員の対策 ④専業主婦の対策 ⑤まとめ	20分07秒

※確認テスト（10問）をweb上で受講いただきます。

【担当講師：有限会社ピージェイハーベスト代表取締役 沖倉功能】

●サービス提供価格

FP 継続教育ウェブセミナー	課目	単位 (AFP・CFP 共通)	利用可能期間	受講料（税込）
『年金知識の活かし方』	ライフ・リタイア	3単位	3ヶ月	6,600円

●推奨利用環境

ブラウザ：Edge、Safari、GoogleChrome

講義映像・音声は、弊社eラーニングシステム内でのストリーミング配信になります。

スマートフォンなどモバイル端末をご利用の場合は、4G回線ではなくwi-fi環境でのご利用をお勧めします。
ご利用の機種・ブラウザ・アプリによっては動作に制約がある場合があります。あらかじめご了承ください。

お問合せ・お申込みは…



ビジネス教育出版社
BUSINESS KYOIKU SHUPPANSHA

教育事業部

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-13

TEL:03(3221)5365 FAX:03(3222)7878

E-mail:webexc@bks.co.jp URL:https://www.bks.co.jp

教材イメージ

① 講義映像

講義動画をストリーミング再生で視聴できます。レジューメも講義の内容に合わせて、画面に表示されます。

Section 1. 老齢年金の金額

動画再生



音声再生



テキスト(PDF)

Section1 レジューメ
(こちらからダウンロード・表示できます)

ウェブエクササイズ

企業コード:

ID:

パスワード:

IDとパスワードでログイン!

② 音声再生

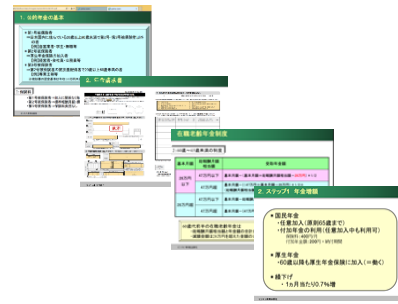
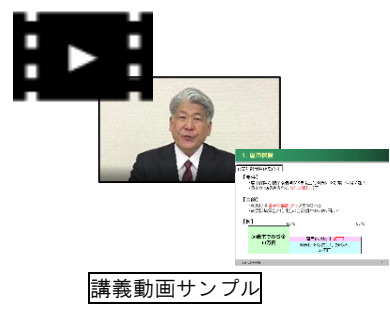
講義音声をストリーミング再生で聞くことができます。レジューメをご覧になりながら利用することができます。

④ 確認テスト

各問題に回答し、採点を行うと直ちに採点結果と解説が表示されます。

③ レジューメ

レジューメデータを表示・ダウンロードできます。事前に印刷して手元資料とすることも可能です。



講義内容の確認問題 (全5問) です

問1
公的介護保険の第2号被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する40歳以上60歳未満の医療保険加入者である。
 ○
 ×

問2
老齢厚生年金に加給年金額が加算されるためには、老齢厚生年金の受給権者本人が有する厚生年金保険の被保険者期間が原則として25年以上なければならない。
 ○
 ×

問3
遺族基礎年金を受給することができる遺族は、国民年金の被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持され、かつ、所定の要件を満たす「子のある配偶者」または「子」である。
 ○
 ×

問4
国民年金の第1号被保険者によって生計を維持している配偶者で20歳以上60歳未満の者は、国民年金の第3号被保険者となる。
 ○
 ×

問5
国民年金の付加年金の額は、400円に付加保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額である。
 ○



問題番号	正解	不正解	未答
問1	2	2	0
問2	2	2	0
問3	2	2	0
問4	2	1	0
問5	2	1	0

確認テストサンプル

